

仕 様 書

請負の表示 CLICKLINE鉗子 独国カールストルツ社製 1式 の点検

作業 内訳	数量
インサート 5mm 両開・片開 交換	117本
インサート 10mm 両開 交換	10本
アウターチューブ 絶縁・非絶縁 交換	127本
インサート 3mm(シャフト付) 両開・片開 交換	14本
インサート 2mm(シャフト付) 両開 交換	2本
インサート 3mm 両開 交換	1本
インサート Robi 交換	1本
アウターチューブ 3mm 交換	1本
点検基本料金	1式

1. 受注者は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
2. 発注者は、保守点検の実施に際し、国立大学法人大阪大学医学部附属病院(以下「本院」という。)職員を立ち合わせ、監督するものとする。
3. 検収は、受注者が提出する報告書に基づいて行うものとする。
4. 保守点検のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならないものとし、帰社の際も同様とする。
5. 保守点検実施上疑義が生じたときは、その都度、本院職員と協議し、円滑に処理するものとする。
6. その他詳細については、本院職員との協議によるものとする。

I. 請負の概要

本院4階手術部に設置されているCLICKLINE鉗子 独国カールストルツ社製 1式(以下「本機器」という。)が正常かつ円滑に作動するよう本仕様書により入念確実に点検を行うものである。

II. 請負の実施場所

本院 4階 手術部

III. 請負内容

- (1) 受注者は、契約期間内に1回 点検に必要な技術員により本機器が正常かつ円滑に作動するよう、受注者の責任において、点検を行うものとする。
- (2) 点検は受注者所定の点検チェックリストに従い行うものとする。
- (3) 本機器に障害や故障が生じた場合、受注者は発注者の修理依頼を受け付け、現地作業が必要な場合は、発注者の業務に支障がないよう可能な限り迅速に技術員を派遣し、本機器を修理するものとする。
- (4) 受注者は、点検を実施した場合には任意の点検報告書を作成し、本院職員の確認を受けた後に本院管理課用度第二係に提出するものとする。
- (5) 報告書には、点検の内容、交換部品の名称と数量、修理した場合はその詳細、点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

IV. 請負の実施時間

原則として、月曜日から金曜日まで：8時30分～17時15分

ただし、本院職員に許可を得た場合は、上記以外の時間帯に点検を実施しても構わないものとする。

V. 費用の負担

- (1) 受注者は、次の(2)に記載のものを除き、点検に伴う作業費、諸経費を負担する。
- (2) 発注者と受注者が協議の上、次のいずれかに該当すると認められた場合は、受注者が行った点検業務費用はこの契約に含まれず、発注者が別途受注者に支払うものとする。
 - ア. 消耗品の消費・消耗・劣化
 - イ. 本機器のオーバーホール及び改造等に要する作業
 - ウ. 天災・火災の原因による故障の修理
 - エ. 発注者の故意又は過失による故障の修理

見 積 書

調達番号: 医病001

調達件名: CLICKLINE鉗子 独国カールスルツ社製 1式 の点検

見 積 金 額 金 _____ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 CLICKLINE鉗子 独国カールスツルツ社製 1式の点検
請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 竹原 徹郎 と 受注者【落札者】との間において、上記請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別紙1の「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院において、これをするものとする。
- 第5条 受注者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守するものとする。
- 第6条 契約期間は令和 4年 6月 1日 から令和 4年 9月 30日 までとする。
- 第7条 受注者は発注者に対し、業務完了後、点検報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付する方法で交付するものとする。
- 第8条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。
- 第10条 契約保証金は免除する。
- 第11条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
- 第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 4年 月 日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 竹原 徹郎

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。